

町長へこんにちは！

連勝でチャンピオンに認定

【全日本モトクロス選手権シリーズ第5戦 優勝等報告】

「全日本モトクロス選手権シリーズ第1戦から第7戦」のうち、令和7年9月20日㊤に奈良県山添村にある名阪スポーツランドで開催された第5戦近畿大会における、チャイルドクロスBクラスに出場し、昨年に引き続き優勝を果たし、なおかつ、その他年間を通じた好成績により「中部MFJ地方選手権シリーズ、および近畿同シリーズ2025」の各チャンピオンに認定された廣野康輝さん(当時豊坂小学校3年生)が、その報告のため、2月19日㊦に町長を訪れました。

廣野さんは、「モトクロスはジャンプすることが1番楽しい。2026年は、65ccバイクによるキッズ65クラスでの優勝を目指したい」と、今後の目標を語ってくれました。

*チャイルドクロスBクラスは、小学6年生以下で、海外製の50ccバイクを使用して競う。

*MFJ：一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会



報告する廣野さん



令和9年4月1日採用 幸田町職員の募集【I日程】

職種・採用予定人員・受験資格 *どの職種も性別は問いません。

受付期間
4/1㊦～4/30㊦

職種	採用人数	学歴	受験資格
① 一般事務職	若干人	大学短大	平成11年4月2日以降に生まれた人で、左記学歴を卒業または令和9年3月31日までに卒業見込みの人
② 技術職(土木・建築)	若干人	大学短大	平成8年4月2日以降に生まれた人で、土木課程または建築課程を卒業または令和9年3月31日までに卒業見込みの人 *土木または建築の専門科目を履修していれば卒業した学部学科などは不問
③ 保健師	若干人	大学短大	昭和56年4月2日以降に生まれた人で、左記学歴を卒業または令和9年3月31日までに卒業見込みの人 *保健師資格を令和9年3月31日までに取得または取得見込みの人
④ 保育士	若干人	大学短大	昭和56年4月2日以降に生まれた人で、左記学歴を卒業または令和9年3月31日までに卒業見込みの人 *保育士資格を令和9年3月31日までに取得または取得見込みの人 *特定性犯罪の前科がない人
⑤ 消防職	若干人	大学短大	平成8年4月2日以降に生まれた人で、左記学歴を卒業または令和9年3月31日までに卒業見込みの人 *両眼で矯正視力0.8以上かつ片眼で0.5以上の視力があり、赤色、青色および黄色の色彩の識別が可能なる人 *日本国籍を有する人

試験日程・会場・試験内容

試験	試験日	会場	試験内容
一次試験	6月20日㊤	役場	・人事担当者面接
	6月21日㊦	役場	・職務能力試験(BEST-A) 公務員として必要な基礎的な能力をみる試験 ・職務適応性検査(消防職は消防適性検査) ・専門試験(技術職、保健師、保育士のみ)
二次試験	7月18日㊤および7月19日㊦のうち町が指定する1日間	役場	・最終面接 ・体力テスト(消防職のみ)

試験申込み・受付期間

受付期間	申込方法
4月1日㊦午前8時30分から 4月30日㊦午後5時まで	①町ホームページにアクセス ②キーワード検索で「採用」と検索 ③令和9年4月採用 幸田町職員採用試験情報のページから、URLまたは2次元コードで幸田町職員採用試験受験申込フォームに入力

そのほか

①募集要項をよくご確認の上、お申し込みください。

②一般事務職(高校卒)、技術職(高校卒)、消防職(高校卒)などの職種についてはII日程として募集します。詳細は町ホームページをご覧ください。

問合せ 人事秘書課 人事グループ(内線365) FAX63-5139 メール: jinjihisy@town.kota.lg.jp



さんがね家さん チャレンジショップ出店者募集

～トライアル・サウンディング事業～

三ヶ根駅西口にある「さんがね家さん」は、新しい取り組みを行います。町内外の人に施設を貸し出し、チャレンジショップとして活用していきます。なお、施設貸出中(7月から10月を予定)は休憩施設として利用できない場合がありますのでご理解ください。



トライアル・サウンディング制度とは

トライアル・サウンディング制度とは、民間事業者などが公共施設などを試験的に短期間使用し、施設のポテンシャルや活用方針を把握する手法です。使用する人は、経済的なリスクやさまざまな負担を少なく事業を実施でき、行政は公共施設の市場性を確認できると共に、行政ではできない民間事業者のアイデアで地域の賑わいを創出するメリットがあります。



申込み 4月6日㊤～5月20日㊤

募集要項および申し込みは町ホームページをご確認ください。

参加費 無料 (事業の実施に係る経費は各自負担いただきます)

そのほか 施設の貸出期間は1申込者につき、最大1カ月までとします。

問合せ 産業振興課 商工観光グループ(内線262) FAX63-5129



↑町ホームページはこちら



令和8年度狂犬病予防注射(集合注射)

狂犬病予防法により、飼い犬に年1回の狂犬病予防注射を接種させることが飼い主の義務となっています。町でも以下のとおり集合注射を行いますので、利用される場合は、案内はがき(令和8年度 狂犬病予防注射実施・登録確認通知書)を持参して狂犬病予防注射を受けさせてください。

狂犬病予防注射は、お住まいの地域にかかわらず、どの実施会場でも接種させることができます。また、最寄りの動物病院で個別に予防注射を接種させることも可能です。

対象 生後91日(3カ月)以上の犬
費用 注射のみ:3,500円 *登録していない犬は、登録料3,000円が別途かかります。

- 犬が死亡、いなくなったときは、環境課へご連絡ください。
- 飼い主を見つける手掛かりになりますので、鑑札や注射済票を首輪に付けましょう。
- 首輪は外れないようにし、適切な長さのリードをしっかりと付けましょう。
- フンは必ず持ち帰り、飼い主の責任で片付けましょう。

月日	実施会場	時間
4月22日㊤	坂崎公民館	午後1時45分～2時
	大草老人憩の家	午後2時10分～2時25分
	鷺田公民館	午後2時35分～2時50分
	野場ふれあいセンター	午後3時～3時10分
4月23日㊤	岩堀公民館	午後1時45分～2時
	横落コミュニティセンター	午後2時10分～2時25分
	荻農村センター	午後2時35分～2時45分
	芦谷公民館	午後2時55分～3時10分
4月24日㊤	市場公民館	午後1時45分～1時55分
	桐山組合倉庫前	午後2時5分～2時15分
	逆川農村センター	午後2時25分～2時35分
	六栗公民館	午後2時45分～2時55分
	役場車庫棟前(保健センター隣)	午後3時5分～3時20分

***集合注射の実施頭数減少に伴い、一部会場を廃止します**

問合せ 環境課 環境保全グループ(内線272) FAX63-5169



幸田町長選挙の投票日

任期満了に伴う幸田町長選挙を行います。

と き 5月17日㊿ 午前7時～午後8時

対 象 満18歳以上の日本国民（平成20年5月18日以前の出生者）で、令和8年2月11日以前に幸田町の住民基本台帳に登録がある、または、幸田町に転入の届出をし引き続き3カ月以上幸田町に住所がある人

* 令和8年2月12日以降に幸田町へ転入した人は、幸田町の選挙人名簿に登録されていないため投票できません

* 投票前に幸田町から転出した人は投票できません

と ころ

投票区	投票所	行政区名
第1投票区	坂崎小学校 特別教室棟	長嶺・久保田・坂崎
第2投票区	幸田小学校 北校舎1階 会議室	大草・高力
第3投票区	障害者地域活動支援センター	鷲田・新田
第4投票区	菱池保育園 遊戯室	岩堀
第5投票区	中央小学校 体育館下 児童クラブ室	横落
第6投票区	荻谷小学校 特別教室棟 多目的室	荻・芦谷・幸田・桜坂
第7投票区	深溝小学校 特別教室棟 会議室	里・市場・海谷・逆川
第8投票区	生涯現役館	六栗・上六栗・桐山
第9投票区	豊坂保育園 遊戯室	野場・永野・須美

期日前投票

投票日当日に、仕事や旅行、冠婚葬祭の用務などがある人は、期日前投票をご利用ください。

と き 5月13日㊿～16日㊿
午前8時30分～午後8時

と ころ 中央公民館

持 ち 物 投票所入場券（お持ちでない場合でも投票できますので、受付でお申し出ください）

その他 期日前投票期間の最終日である土曜日は混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。また分散投票にご協力ください。なお、**投票日当日（5月17日㊿）は中央公民館では投票できません。**

期日前投票所（中央公民館）



投票所入場券

投票所入場券は、世帯主宛てに郵送します。同一世帯で2人分まで同封して送付いたしますので、有権者が3人以上いる世帯は複数に分かれて届きます。

投票にお越しの際は、投票所入場券を切り離して各自お持ちいただきますとスムーズに投票できます。なお、入場券はなくても、選挙人名簿に登録されていることが確認できれば投票できますので、その旨を投票所の係員にお申し出ください。

指定病院などにおける不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定する病院、老人ホームなどに入院または入所中の人は、その施設で不在者投票を行うことができます。詳しくは各施設にお問い合わせください。

滞在地における不在者投票

長期出張、学業などのため、投票期間中に町へ帰って来ることができない人は、滞在地で不在者投票を行うことができます。町のホームページから「不在者投票の投票用紙等の請求書兼宣誓書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、幸田町選挙管理委員会へ郵送してください。折り返し投票用紙などを送付しますので、滞在先の市町村選挙管理委員会で執務時間内に投票してください。なお、郵送の日数がかかりますので、ご利用される際は、お早めをお願いします。

郵便などによる不在者投票

身体に障がいがある人などで、一定の条件に該当する場合は、郵便などによる投票ができます。

対象

①身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの人で、手帳に次のような障がいがあると記載されている人

区分	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
両下肢、体幹	1級または2級	特別項症～第2項症
移動機能		
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級または3級	特別項症～第3項症
肝臓	1級～3級	
免疫	1級～3級	

②介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」と記載されている人

***あらかじめ、「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。交付手続きや投票方法は、選挙管理委員会にお問い合わせください**

代理記載制度

郵便などによる不在者投票の対象者で、身体障害者手帳または戦傷病者手帳に次のような記載がされている人は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た人に投票の記載をしてもらうことができます。

区分	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
上肢または視覚	1級	特別項症～第2項症

***あらかじめ、手続きが必要です。選挙管理委員会にお問い合わせください。**

- 立候補予定者説明会 **とき** 4月10日(金) 午前10時から
ところ 役場4階 ホール
* 1人の立候補につき、3人以内(本人含む)の出席をお願いします。
- 立候補届出受付 **とき** 5月12日(土) 午前8時30分～午後5時
ところ 役場4階 ホール

問 合 せ 幸田町選挙管理委員会(総務課内、内線352) FAX63-5139



第51回衆議院議員総選挙の結果

2月8日㊤に執行されました、衆議院議員総選挙の幸田町での投開票結果をお知らせします。

衆議院小選挙区選出議員選挙（愛知県第14区）投票結果

投票区（投票場所）	当日有権者数 （人）	投票者数（人）			投票率 （%）	前回投票率 （%）
		期日前投票	当日投票	計		
第1投票区（坂崎小学校）	2,850	832	1,075	1,907	66.91	63.52
第2投票区（幸田小学校）	4,962	1,694	1,669	3,363	67.78	64.49
第3投票区（障害者地域活動支援センター）	4,480	1,492	1,636	3,128	69.82	65.39
第4投票区（菱池保育園）	4,576	1,711	1,390	3,101	67.77	62.70
第5投票区（中央小学校）	2,194	789	690	1,479	67.41	61.97
第6投票区（荻谷小学校）	4,830	1,676	1,615	3,291	68.14	64.31
第7投票区（深溝小学校）	4,945	1,779	1,516	3,295	66.61	63.23
第8投票区（生涯現役館）	2,161	707	757	1,464	67.75	63.07
第9投票区（豊坂保育園）	2,114	696	765	1,461	69.11	65.67
合 計	33,114	11,376	11,113	22,489	67.91	63.88
在外投票	19		3		15.79	21.05
合 計（在外含む計）	33,133	—	—	22,492	67.88	63.85

* 前は、令和6年10月27日執行

衆議院小選挙区選出議員選挙（愛知県第14区）開票結果

候補者名（届出順）	候補者届出 政党の名称	得票数
あさお 大輔	日本共産党	1,073
おおたけ りえ	中道改革連合	5,135
今枝 宗一郎	自由民主党	15,678
得票数計		21,886
無効票数		606

衆議院比例代表選出議員選挙（東海選挙区）開票結果

名簿届出政党（届出順）	得票数
国民民主党	2,674
チームみらい	1,398
自由民主党	8,937
中道改革連合	3,200
日本維新の会	1,293
日本保守党	534
日本共産党	598
れいわ新選組	727
参政党	2,063
社会民主党	170
減税日本・ゆうこく連合	568
得票数計	22,162
無効票数	327



問合せ 幸田町選挙管理委員会（総務課内、内線352） FAX63-5139



予防接種を受けましょう

対象者には接種券を送付します。通知に記載の医療機関へ予約してください。
詳細は町ホームページをご覧ください。



↑子どもの予防接種はこちら
↑接種券の通知時期はこちら

子どもの予防接種

予防接種の種類		間隔・回数	対象	通知時期	
RSウイルス（母子免疫ワクチン）* 1		妊娠毎に1回	妊娠28週～37週	妊娠届出時* 1	
ロタウイルス	ロタリックス（1価）	27日以上の間隔で2回	出生6週～24週	生後2カ月頃	
	ロタテック（5価）	27日以上の間隔で3回	出生6週～32週		
B型肝炎		27日以上の間隔で2回、1回目から139日以上の間隔で1回（全3回）	1歳未満	生後2カ月頃	
小児の肺炎球菌	初回	27日以上の間隔で3回	生後2カ月以上5歳未満（生後7カ月以降で接種開始の場合は回数が異なります）	生後2カ月頃	
	追加	初回終了から60日以上の間隔で、1歳になった日以降に1回			
五種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ）	1期初回	20日以上の間隔で3回	生後2カ月以上7歳6カ月未満	生後2カ月頃	
	1期追加	1期初回終了から6カ月以上の間隔で1回		1期初回終了から6カ月後	
BCG		1回	1歳未満	生後5カ月頃	
麻しんおよび風しん混合（MR）	1期	1回	1歳以上2歳未満	1歳頃	
	2期	1回	小学校就学前1年間	年中時の3月末	
水痘		6～12カ月の間隔で2回	1歳以上3歳未満	1歳頃	
日本脳炎	平成25年4月2日以降生まれ	1期初回	6日以上の間隔で2回	生後6カ月以上7歳6カ月未満	3歳頃
		1期追加	1回		1期初回終了から1年後
		2期	1回	9歳以上13歳未満	9歳頃
	平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれ	1期初回	6日以上の間隔で2回	20歳未満	1期初回終了から1年後
		1期追加	1回		
		2期	1回		
二種混合（ジフテリア・破傷風）* 2		2期	1回	11歳以上13歳未満	11歳頃
HPV（子宮頸がん）		2～3回（1回目を接種する年齢で接種間隔や回数が異なります）	小学6年生～高校1年生相当の女性	小学6年生の3月末	
おたふくかぜ（任意接種）	1期	1回	1歳以上2歳未満	1歳頃	
	2期	1回	小学校就学前1年間	年中時の3月末	

* 1 4月1日㊦から定期接種開始。3月31日㊦までに妊娠届出された人は、3月より順次接種券を送付

* 2 五種混合および四種混合の予防接種の2期として、追加で接種する予防接種

大人の予防接種

予防接種の種類	対象	通知時期
高齢者肺炎球菌	65歳以上66歳未満	65歳頃
	心臓、じん臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害（身体障害者手帳1級相当）のある60歳以上65歳未満	申請により受付



↑高齢者肺炎球菌予防接種の詳細はこちら



新エネルギーシステム設置費と次世代自動車購入費の補助

◎新エネルギーシステム設置費補助金

家庭用に新エネルギーシステムを設置した人に対し、補助金を交付します。

補助対象メニューおよび補助金額

補助対象メニューおよび各システムの補助金額については下記をご覧ください。

- 単独設置（下記システムを単体で設置）
- 一体的導入（下記システムを同時に設置）



システム名	補助金額
家庭用エネルギー管理システム(HEMS)	1万円
燃料電池	10万円
蓄電池	15万円
電気自動車等充給電設備(V2H)	5万円
太陽熱利用システム(自然循環型)	1万5,000円
太陽熱利用システム(強制循環型)	3万円

システム名	補助金額
住宅用太陽光発電施設+HEMS+蓄電池	21万2,800円
住宅用太陽光発電施設+HEMS+高性能外皮(ZEH)	16万2,800円
住宅用太陽光発電施設+HEMS+V2H	11万2,800円
住宅用太陽光発電施設+HEMS+断熱窓	12万2,800円
住宅用太陽光発電施設+太陽光発電連動機能付ヒートポンプ給湯機	6万2,800円

各システムの概要

システム名	システムの概要	
家庭用エネルギー管理システム(HEMS)	電力使用量などを自動で実測し、機器の電力使用量などを調整・制御できるシステム	
燃料電池	燃料電池ユニット、貯湯ユニットなどから構成され、都市ガス、LPガスなどを利用して発電し、発電時の排熱を給湯などに利用できるシステム	
蓄電池	リチウムイオン蓄電池および電力変換装置を備え、電力を蓄えることや停電時などに蓄えた電力を活用することができるシステム	
電気自動車等充給電設備(V2H)	電気自動車などへの充電および住宅への電力の供給が可能なシステム	
太陽熱利用システム	太陽熱を利用し、給湯・暖房・冷房に供給する温水、温風または冷風を発生させるシステム	
*一体的導入のみ(単独設置は補助対象外)	住宅用太陽光発電施設	住宅において太陽電池を利用して電気を発生させる設備およびこれに付属する設備
	高性能外皮	ZEHに必要な要件を満たす高断熱外皮、空調・換気・給湯設備(エネファームを除く)
	断熱窓(改修工事に限る)	既存の住宅の窓に対し、内窓の取り付けや外窓の交換またはガラスの交換を行い、断熱性の高い窓に改修するもの(新規の設置は補助対象外)
	太陽光発電連動機能付ヒートポンプ給湯機	太陽光発電と連動し、おもに昼間の太陽光発電の電力を利用し、昼間時間帯に沸き上げ運転を行うもの(通常のエコキュートとは異なります)

◎次世代自動車購入費補助金

次世代自動車を購入または3年以上のリース(サブスクリプションを含む)契約した人に対し、補助金を交付します。

次世代自動車の種類・概要および補助金額

自動車の種類	自動車の概要	補助金額	補助上限額	
燃料電池自動車(FCV)	燃料電池によって駆動される電動機を原動機とする四輪以上の自動車	車両本体価格の10分の1(千円未満切捨て)	30万円	
電気自動車(EV)	電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を有さない四輪以上の自動車		軽自動車	5万円
			軽自動車以外	10万円
プラグインハイブリッド車(PHV)	外部電源からの充電を可能とした内燃機関およびエネルギー回生機能を有する四輪以上の自動車		10万円	

現在、町内の一部公共施設にEV充電設備を導入済みです。是非ご活用ください。
今後の導入状況は町ホームページをご覧ください。



各種補助金は、申請の受付件数に限りがあり、先着順となります。申請方法や補助金交付条件などの詳細は町ホームページ(右記2次元コード)をご覧ください。お問い合わせください。



↑新エネルギーシステム設置費補助金についてはこちら



↑次世代自動車購入費補助金についてはこちら



↑EV充電設備の導入状況についてはこちら

問合せ 環境課 環境保全グループ(内線272) FAX63-5169



資源循環型マットレス購入費と生ごみ処理容器等購入費の補助

◎資源循環型マットレス購入費補助金

家庭向けの水平リサイクル可能なマットレス製品を購入された人に対し、補助金を交付します。

申請受付期間

4月1日Ⓢ～令和9年3月31日Ⓢ

* 4月1日Ⓢ以降に購入した物に限る

補助対象者

町内在住で、購入した資源循環型マットレスを自らもしくは同じ世帯の人が使用する人

* 申請者、世帯主および使用する人が町税を滞納していないこと

補助内容

対象マットレスの購入金額の15% (1,000円未満端数切捨て)

補助限度額は、3万円

* 補助金の交付は、使用する人1人につき1回

* 製品名に「布団」とあるものには補助対象外の製品があります

申請方法

申請書を環境課（役場2階15番窓口）への持参にて提出してください。

* 領収書や保証書の写しなどの添付が必要です

申請の受け付けは、予算の範囲内で先着順となります

詳細は町ホームページ（下記の2次元コード）をご覧ください



マットレス製品

◎生ごみ処理容器等購入費補助金

一般家庭から出される生ごみを減量・堆肥化する処理容器（コンポスト）や処理機（電気式）を購入・設置された人に対し、補助金を交付します。

申請受付期間

4月1日Ⓢ～令和9年3月31日Ⓢ

* 4月1日Ⓢ以降に購入した物に限る

補助対象者

町内在住で、生ごみ処理容器または処理機を町内に設置する人

* 町税を滞納していないこと

補助内容

購入金額の2分の1 (100円未満端数切捨て)

補助限度額は、処理容器1基：6,000円、処理機1基：5万円

1世帯につき処理容器は2基、処理機は1基まで

* この補助金を利用して設置した生ごみ処理容器や処理機が7年を経過し、損傷などで買い替える場合は、再度、補助金を活用することができます

申請方法

申請書を環境課（役場2階15番窓口）への持参にて提出してください。

* 購入日から60日以内に申請書を環境課へ提出してください

* 領収書など添付が必要です

申請の受け付けは、予算の範囲内で先着順となります

詳しくは町ホームページ（右記の2次元コード）をご覧ください。



処理容器(コンポスト)



処理機(電気式)



↑資源循環型マットレス購入費補助金についてはこちら



↑生ごみ処理容器等購入費補助金についてはこちら

問合せ 環境課 ごみ対策グループ（内線273）
FAX63-5169





各種手当をご存じですか

児童の健全育成や高齢者および障がい者の福祉の増進を図るため、各種手当支給制度があります。対象の人で、まだ手当を受けていない人は、手続きをしてください。

手続き場所・問合せ

- ① ② 福祉課 介護保険グループ (内線156)
- ③~⑦ 福祉課 福祉グループ (内線152)
FAX56-6218
- ⑧~⑪ こども課 こども政策グループ (内線131)
FAX63-5334

名称	支給要件	所得制限
①幸田町 在宅介護 手当	要介護3～5で65歳以上の人を 現に在宅で介護している同一世 帯(住民票が同じ)の親族 *対象者が入院、入所している 期間を除く	無
②幸田町 家族介護 手当	要介護4または5で町民税非課 税世帯の65歳以上の人を過去1 年間介護保険サービスを受けず (ショートステイは7日以内なら 可)に在宅で介護している同 一世帯(住民票が同じ)の親族	有
③幸田町 心身障害 者扶助費	身体障害者手帳・療育手帳また は精神障害者保健福祉手帳を 持っている人 *下記の人を除く ・介護人が在宅介護手当受給者 ・施設入所者 ・65歳以上の新規・転入	無
④愛知県 在宅重度 障害者 手当	●身体障害者手帳1・2級+ IQ35以下の人(1種) ●身体障害者手帳1・2級の人 ●IQ35以下の人(2種) ●身体障害者手帳3級+IQ50 以下の人(2種) *施設入所者、3カ月以上継続 して入院している人および特 別障害者手当、障害児福祉手 当の受給者、65歳以上の新規 手帳取得者を除く	有
⑤障害児 福祉手当	20歳未満で、知的または身体に 著しい重度の障がいがあるた め、日常生活において常時特別 の介護が必要な児童 *施設入所者を除く ・1級身体障がい児 ・2級身体障がい児の一部 (常時介護を必要とする人) ・IQ20以下の知的障がいまた は病状で常時介護が必要な人	有

名称	支給要件	所得制限
⑥特別障害 者手当	20歳以上で、知的または身体に著 しい障がいがあるため、日常生活 において常時特別の介護が必要な 人 *施設入所者、長期入院者を除く ・身体障害2級(一部を除く)程 度の障がい重複している人 ・身体障害2級(一部を除く)程 度の障がいがあり、IQ20以下 の人 ・身体障害2級(一部を除く)程 度の障がいまたはIQ20以下で、 ほかに3級相当の障がい2つ 以上ある人 ・身体障害2級(一部を除く)程 度の障がいまたはIQ20以下、 もしくは、これと同程度の障が いまたは病状がある人で、日常 生活でほぼ全面介護が必要な人	有
⑦特別児童 扶養手当	20歳未満の障がい児(身体障害者 手帳1～3級程度・4級程度の一 部、療育手帳A・B判定・C判定 の一部、内部障がい、精神障がい など)を養育している人 *手帳をお持ちでない人も対象 *施設入所者を除く	有
⑧児童手当	高校生年代(18歳の年度末)まで の児童を養育している人 *公務員は勤務先から支給	無
⑨児童扶養 手当	父または母、もしくは両親のいな い18歳以下(18歳に達した日の属 する年度の末日まで)の児童を養 育している人 *親の一方が重度の心身障がい者 の場合も対象	有
⑩愛知県 遺児手当	父または母、もしくは両親のいな い18歳以下(18歳に達した日の属 する年度の末日まで)の児童を養 育している人 *支給期間は認定から5年間 *親の一方が重度の心身障がい者 の場合も対象	有
⑪幸田町 遺児家庭 扶助費	父または母、もしくは両親のいな い義務教育修了前の児童を養育 している人 *親の一方が重度の心身障がい者 の場合も対象	無



後期高齢者医療保険料の保険料率改定

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としており、この期間の医療給付費などの財源に充てるため、保険料率などが改定されます。また、子ども・子育て支援金制度が令和8年度から創設され、新たに子ども・子育て支援納付金に係る保険料率の算定も行っています。

令和6・7年度
所得割率 11.13%
均等割額 53,438円



令和8・9年度
医療分(医療費などに充てる分)
所得割率 10.48%
均等割額 56,130円



令和8年度
子ども分(子ども・子育て支援納付金に充てる分)
所得割率 0.25%
均等割額 1,362円

※子ども分は、令和8年度の保険料率のみ算定しています。

保険料の計算方法

保険料は、被保険者の所得に応じて負担する「①所得割額」と、被保険者全員が等しく負担する「②被保険者均等割額」を合計して、個人単位で計算されます。

1. 医療分

①所得割額
(総所得金額等－基礎控除額*1)
×10.48%



②被保険者均等割額
被保険者一人あたり
56,130円



保険料(年額)
(限度額85万円)
100円未満切捨て

2. 子ども分

①所得割額
(総所得金額等－基礎控除額*1)
×0.25%



②被保険者均等割額
被保険者一人あたり
1,362円



保険料(年額)
(限度額2万1千円)
100円未満切捨て

賦課限度額の改定について

令和7年度まで 80万円



令和8年度から 医療分85万円 + 子ども子育て支援金分2万1千円

*1 基礎控除額

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

被保険者均等割額の軽減について

世帯主とその世帯にいる被保険者の総所得金額等の合計に応じて、被保険者均等割額を下記のとおり軽減します。なお、子ども・子育て支援納付金は令和10年度まで段階的に引き上げられるため今年度は令和8年度の保険料率のみ算定します。なお、保険料の均等割軽減については医療分と同様に適用されます。

軽減割合	対象世帯の所得判定基準(改正前)	対象世帯の所得判定基準(改正後)
7割軽減	43万円*2	43万円*2(変更なし)
5割軽減	43万円+被保険者数×30.5万円*3	43万円+被保険者数×31万円*4(拡大)
2割軽減	43万円+被保険者数×56万円*5	43万円+被保険者数×57万円*6(拡大)

※ 令和8・9年度分の保険料について、均等割保険料の7割軽減の対象者については、医療分の均等割額を更に0.2割軽減します

*2 世帯主とその世帯にいる被保険者に給与所得者などが2人以上いる場合には43万円+10万円×(給与所得者などの人数-1)以下の世帯

*3 世帯主とその世帯にいる被保険者に給与所得者などが2人以上いる場合には43万円+(30.5万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者などの人数-1)以下の世帯

*4 世帯主とその世帯にいる被保険者に給与所得者などが2人以上いる場合には43万円+(31万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者などの人数-1)以下の世帯

*5 世帯主とその世帯にいる被保険者に給与所得者などが2人以上いる場合には43万円+(56万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者などの人数-1)以下の世帯

*6 世帯主とその世帯にいる被保険者に給与所得者などが2人以上いる場合には43万円+(57万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者などの人数-1)以下の世帯

令和8年度の保険料額決定通知書は、7月中旬頃に送付します。

問合せ 保険医療課 医療グループ(内線144) FAX63-5334



国民年金についてのお知らせ

保険料の学生納付特例の申請について

学生本人の前年所得が一定額以下の場合、在学期間中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。この制度を利用すると、保険料の支払いが猶予され、10年以内であれば後払い（追納）ができます（納付猶予の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます）。この制度の適用を受けるには、申請が必要です。

学生納付特例の申請対象期間と審査対象所得の関係

*令和8年4月時点

区分	申請の対象となる期間	審査の対象となる所得
令和5年度分	令和6年3月分	令和4年中所得
令和6年度分	令和6年4月～令和7年3月分	令和5年中所得
令和7年度分	令和7年4月～令和8年3月分	令和6年中所得
令和8年度分	令和8年4月～令和9年3月分	令和7年中所得

申請できる期間

- 年度ごとに申請書の提出が必要です。1枚の申請書で申請できるのは、1年度分です
- 申請書が受理された月から2年1カ月前の月分まで申請できます

持ち物

基礎年金番号またはマイナンバー（個人番号）が分かるもの、学生証または在学証明書、身分証明書

*令和8年度の保険料は月額17,920円です

保険料の産前産後期間の免除申請について

国民年金第1号被保険者が出産をした際には、出産予定日または出産日の属する月の前月から4カ月間（多胎妊娠の場合は、3カ月前から6カ月間）の保険料の免除を受けることができます。産前産後の免除期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。この制度の適用を受けるには、届出が必要です。

*出産とは、妊娠85日（4カ月）以上の出産をいい、早産、死産、流産、人工妊娠中絶した人を含む

届出期間

出産予定日の6カ月前から届出可能です。 *出産後に提出することもできます。届出に期限はありません

対象

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の人

持ち物

基礎年金番号またはマイナンバー（個人番号）が分かるもの、母子手帳（出産前に申請する場合）、身分証明書

マイナポータルを利用して、いつでも・どこでも電子申請ができます！ ぜひご利用ください！

<電子申請可能な手続き>

国民年金第1号被保険者加入の届出、付加保険料に関する届出、国民年金保険料免除・納付猶予の申請、学生納付特例の申請、産前産後免除の届出、国民年金保険料の口座振替に関する届出（一部取り扱いできない金融機関があります）



↑詳細はこちら

問合せ 保険医療課 国保年金グループ(内線143) FAX63-5334
岡崎年金事務所 国民年金課 ☎(0564)23-2637



令和8年度国民健康保険税の税率改定

現在の幸田町国民健康保険の財政は、被保険者の減少などに伴う歳入の減少や急激な医療費の高騰による「国保事業費納付金」*¹が増加をしています。また、「国保財政調整基金」*²も激減し赤字収支、運営難となっています。つきましては、健全に国民健康保険を運営するため、令和8年度の国民健康保険税率などを改定します。

納められた保険税は国保運営を支える貴重な財源となっています。被保険者の皆さんが安心して医療を受けていただくための税率改定となります。被保険者の皆さんにはご理解ご協力をお願いいたします。

令和8年度

課税区分	課税対象	医療保険分	後期高齢支援分	介護保険分	子ども・子育て支援分* ³
所得割	前年所得から43万円を控除した額	6.51%	2.73%	2.18%	0.30%
均等割	被保険者1人当たり	27,200円	11,200円	10,900円	1,366円* ⁴
平等割	1世帯当たり	18,500円	7,600円	5,600円	821円
課税限度額	—	670,000円	260,000円	170,000円	30,000円

軽減判定所得が以下の基準を超えない世帯は税額が軽減されます（申請不要）

対象者の所得要件（世帯主・被保険者・旧被保険者* ⁵ の前年所得金額の合計）	軽減割合
43万円 + {10万円 × (給与所得者等* ⁶ の数 - 1)} * ⁷ 以下の世帯	均等割額・平等割額の7割
43万円 + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)} + {31万円 × (被保険者・旧被保険者の人数)} 以下の世帯	均等割額・平等割額の5割
43万円 + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)} + {57万円 × (被保険者・旧被保険者の人数)} 以下の世帯	均等割額・平等割額の2割

- *1 保険給付や国保事業の費用を賄うため、市町村が県に支払う納付金
- *2 国民健康保険運営に係る貯金
- *3 子ども・子育て支援金制度の詳細については広報こうた5月号にて掲載します
- *4 18歳未満の被保険者は徴収されません（全額軽減）。18歳以上均等割（106円）との合算額
- *5 旧被保険者とは、国民健康保険に加入したまま、75歳を迎えることにより後期高齢者医療制度へ移行した人
- *6 給与所得者等とは、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける人
- *7 世帯主および世帯の被保険者の中に給与所得者等が2人以上いる場合には、給与所得者等の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えます

国民健康保険税納税通知書は7月中旬に被保険者世帯の世帯主へ送付します。制度の内容などは納税通知書および同封のチラシでご確認ください。

問合せ 保険医療課 国保年金グループ(内線141、142、143) FAX63-5334



令和8年4月から在宅子育て応援金の対象拡大

保育所などへ入所していない2歳から5歳までの子を在宅で養育している保護者に在宅子育て応援金を支給します。

内容 対象児童1人あたり月額3,000円を偶数月に支給

対象 2歳に達する日以後の最初の4月1日から小学校就学の始期に達するまでの児童（令和2年4月2日生まれから令和6年4月1日生まれまで）を保育所などを利用せずに、常時在宅で子育てを行っている保護者

申請方法 右記2次元コードから申し込みまたは申請書を記入の上、こども課窓口へ提出してください。

- そのほか**
- ・町外の保育所（幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、障害児通所支援事業を行う施設）などを利用されている場合や児童福祉施設などに入所している場合は、対象外となります。
 - ・申請後、受給資格について、追加で書類の提出を求める場合や、聞き取りに協力いただく場合があります。その結果、対象とならない場合もありますので、ご承知ください。

問合せ こども課 こども政策グループ(内線131) FAX63-5334



←申請はこちらからもできます





教育長に池田和博氏が再任

2月27日㊤に開催された町議会3月定例会で、教育長の任期満了に伴う任命について同意が得られた池田和博氏(岩堀区)が再任されました。任期は、4月1日㊦から令和11年3月31日㊧までの3年間です。

就任あいさつ

この度、教育長に再任いたしました。引き続き、本町教育行政の充実発展のため、微力ではありますが、誠心誠意努めてまいります。

町の各学校は、コミュニティスクールとして家庭や地域と連携した教育活動を推進しています。多くの人と関わる中で、子どもたちが学びを深め、人を思いやる気持ちや感謝の心など人としての基本を身に付けることを願っています。

また、部活動の地域展開は地域全体で子どもたちの文化・スポーツ活動を担っていこうとするもので、地域の皆さんが子どもの豊かな育ちに積極的に関わっていただきたいと考えています。

さらに、さまざまな世代の町民の皆さんが、生き生きと学んだり、スポーツや文化・芸能活動に取り組んだりしていただけるよう環境づくりも積極的に進めてまいります。

町民の皆さんには、今後ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

問合せ 学校教育課 庶務グループ(内線422) FAX63-5149



再任した池田さん



教育委員会の活動についての点検・評価

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、令和6年度の活動内容について教育委員会外部評価委員会が点検・評価を行いました。

学校整備事業

事業の概要

児童および生徒に対して安全で機能的な学習環境を提供するために、学校施設の建築および整備を行う。

外部評価委員会評価

予算の制約がある中で、クラス増による校舎増築対応を進めながら、空調設備やICT化、トイレの洋式化など着実に重要なところを進めている。今後も優先順位を精査し児童生徒の学習環境の整備を計画的に取り組んでいただきたい。

図書館教育推進事業

事業の概要

児童生徒にとって魅力ある学校図書館を目指し、学校図書館図書廃棄基準に該当する蔵書を廃棄しながら、蔵書率100%を目標に図書を購入する。また、より充実した図書館運営をするために引き続き学校司書(町における学校図書館指導員)を各学校へ巡回させ、図書の購入・貸出返却作業のサポート・図書の修繕・読み聞かせなどを行い、児童生徒の読書への意欲・関心を高めていく。

外部評価委員会評価

各小中学校に司書教諭や学校図書館指導員を配置し、また読み聞かせボランティアや図書委員会などの活動により読書指導や読書活動が推進され、子どもたちにとって魅力ある図書館運営がされている。情報化が急速に進み、児童生徒の一人一人が情報端末を持つ時代において、情報を適切に収集・選択・活用する技能を身に付ける「学ぶことを学ぶ」場所として、今後も学校図書館の運営および整備の充実に取り組んでいただきたい。

社会教育総務一般事業

事業の概要

子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けることを目指し、「家庭、地域、学校などを通じた社会全体における取り組み」「子どもの読書活動に関する意義の普及、ならびに活動を支える環境の整備」を実施する。

外部評価委員会評価

読書に親しんでもらう環境を築くため関係機関同士が連携し、さまざまな取り組みを実践していることは、非常に評価できる。読書を通して得ることのできる体験は非常に重要であり、紙もデジタルも、そのための選択の一つである。今後、何に焦点をおき事業を進めていくべきなのか、しっかりと調整して進めていくように検討されたい。

*教育委員会の施策に関する点検・評価についての詳細は、町ホームページをご覧ください。

問合せ 学校教育課 庶務グループ(内線422) FAX63-5149



教育委員に尾崎和久さんが就任

中西雅俊委員（六栗区）の任期満了に伴い、尾崎和久さん（桜坂区）が4月1日付けで就任されました。任期は、4月1日④から令和12年3月31日⑤までの4年間です。

就任あいさつ

このたび、ご縁をいただき教育委員を務めさせていただくことになりました。今まで、教育関係の仕事には携わっていませんでしたので、この大役が務まるか心配しましたが、関係者からの勧めもあり引き受けることにいたしました。

私の経験は産業界での技術開発とものづくりでした。若い技術者たちを育てていく経験はしてきましたが、大人への教育でした。学校教育に私の経験がどこまで生かせるかは分かりませんが、少しでも役立てられるように考えていきたいと思っています。

これからの世の中はデジタル化やAIの導入により、大きく様変わりしていくことが想定されています。将来、町の児童生徒たちが大人になって活躍できるためには、町の学校教育がどうあれば良いかという視点を持って、町の教育振興に携わっていければと思っています。精一杯務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

問合せ 学校教育課 庶務グループ(内線422) FAX63-5149



就任した尾崎さん



第32回幸田町小中学校文化賞の受賞者紹介

2月25日④に中央公民館で幸田町小中学校文化賞の授賞式を行いました。この賞は、書道や演奏などの文化活動で優れた成績を残した小中学校の児童・生徒に贈られるものです。受賞者の皆さんをご紹介します（敬称略）。

*学校名、学年は文化賞受賞時



個人部門

学校名	学年	氏名	大会名	部門	成績
中央小	5年	高橋 慶	第22回全国小学生「未来」を作るコンクール	創作	全国小学校理科研究協議会 会長賞
荻谷小	6年	鳥居 希咲	小学生の「税に関する習字」	創作	名古屋国税局長賞
幸田中	1年	杉浦 唯花	第93回全国書画展覧会	創作	筆都大賞
幸田中	2年	鳥居 和華	第93回全国書画展覧会	創作	筆都大賞

団体部門

学校名	団体名	大会名	部門	成績
南部中	深溝発明家：幸田町少年少女発明クラブ修了生	世界青少年発明工夫展2025	創作	銀賞
北部中	幸田町立北部中学校吹奏楽部	第37回中部日本個人・重奏コンテスト愛知県大会	演奏	金賞（代表）

問合せ 学校教育課 庶務グループ(内線422) FAX63-5149

毎月の無料相談

◎行政相談

とき 毎月第3水曜日(祝日除く) 午前10時～正午
ところ 役場1階相談室1
問合せ 総務課 法規グループ(内線353) FAX63-5139

◎人権相談

とき 毎月第1水曜日 午前9時～正午
ところ 役場1階相談室1
問合せ 住民課 住民窓口グループ(内線122) FAX62-6555

◎消費生活相談

▶幸田町(電話相談可)

とき 毎週火曜日 午前10時～正午、午後1時～4時
*受付は午後3時30分まで
ところ 役場1階相談室1
問合せ 企画政策課 政策グループ(内線334) FAX63-5139

▶愛知県消費生活総合センター(電話相談可)

とき 月～金 午前9時～午後4時30分
土・日 午前9時～午後4時
ところ・問合せ 愛知県消費生活総合センター ☎052-962-0999

◎多重債務相談(予約制)

とき 毎週火・木曜日 午後1時～4時
ところ・問合せ 愛知県消費生活総合センター ☎052-962-0999

◎司法書士法律困りごと相談(1週間前までに要予約)

とき 毎月第1・3水曜日 午後1時～4時
ところ 福祉サービスセンター
問合せ 幸田町社会福祉協議会 ☎62-7171 FAX62-7254

◎無料法律相談(予約制)

とき 毎月第2木曜日 午後1時～4時
*7月・11月・3月は第2水曜日、2月は第1木曜日
ところ 役場3階301会議室ほか
問合せ 住民課 住民窓口グループ(内線121) FAX62-6555

◎税理士による税務相談(予約制)

とき 毎月第3木曜日 午後1時30分～2時15分、
午後2時30分～3時15分
ところ 役場1階相談室1
問合せ 税務課 町民税グループ(内線161) FAX56-6218

◎国税に関する「電話相談センター」

とき 月～金(祝日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時
利用方法 ①岡崎税務署 ☎58-6511へ電話 ②自動音声→「1」
を押す ③自動音声→相談内容の番号を押す

◎税務相談(予約優先)

とき 毎週月・水・金曜日 午前10時～午後3時
ところ 岡崎信用金庫本店(岡崎市菅生町)
問合せ 東海税理士会 岡崎支部事務局 ☎25-6622

◎心配ごとお気軽相談(電話相談可)

とき 毎週水曜日 午前9時～正午
ところ 役場1階相談室2
問合せ 福祉課 介護保険グループ(内線157) FAX56-6218

◎子どもの権利擁護委員会

とき 月～金(祝日除く) 午前8時30分～午後5時15分
問合せ こども課 こども政策グループ(内線131、135) FAX63-5334
メール kodomo-kenri@town.kota.lg.jp

◎ひとり親家庭相談(電話相談可)

とき 毎月第4木曜日 午前10時～午後4時 *予約不要
ところ 役場1階相談室2
問合せ 福祉課 包括ケアグループ(内線155) FAX56-6218
月～金 西三河福祉相談センター ☎0564-27-2719

◎こどもの相談(電話相談可)

とき 毎月第2木曜日 午前10時～午後4時
ところ 役場1階相談室2
問合せ 福祉課 包括ケアグループ(内線155) FAX56-6218
月～金 西三河福祉相談センター ☎0564-27-2719

◎子育て相談(訪問相談可)

とき 月～金 午前8時30分～午後5時
土 午前8時30分～正午 *土は電話相談のみ(祝日除く)
ところ・問合せ 上六菓子育て支援センター ☎・FAX62-8333

◎教育相談

とき 月～金 午前10時～午後6時
ところ 月 多文化共生拠点施設相談室
火～金 中央公民館教育相談室
問合せ ☎・FAX63-1188 メール k-soudan@siren.ocn.ne.jp

◎高齢者の相談(訪問相談可)

とき 月～金(祝日除く) 午前8時30分～午後5時15分
ところ ①北部地域包括支援センター ②中部地域包括支援センター
③南部地域包括支援センター
対象 ①坂崎・幸田学区在住者 ②中央・荻谷学区在住者
③豊坂・深溝学区在住者
問合せ ①☎62-5516 FAX62-5517 ②☎62-7331 FAX62-7254
③☎47-7370 FAX47-7371

◎認知症介護電話相談

とき 月～金(祝日除く) 午前10時～午後4時
問合せ 公益社団法人 認知症のひとと家族の会・愛知県支部
☎0562-31-1911 FAX0562-33-7102

◎ゆるカフェ(若年性認知症・高次脳機能障害当事者の相談・交流会)

とき 毎月第1土曜日 午前10時～正午
*5月・1月は第2土曜日
ところ 就労継続支援B型事業所ひなた
問合せ 福祉課 包括ケアグループ(内線154) FAX56-6218

◎身体・知的・精神障がい者相談(訪問相談可・予約制)

とき 月～金(祝日除く) 午前8時30分～午後5時15分
ところ ①生活支援センターこうた ②相談支援事業所ひなた
③幸田町社協相談支援事務所

対象 ①北部中学校区在住者 ②幸田中学校区在住者
③南部中学校区在住者

相談員 相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士

問合せ ①☎63-1755 ②☎77-6900 ③☎62-7171

◎心の病気を抱える人の家族の相談

とき 毎月第3火曜日 午後1時30分～3時
ところ つどいの家1階 図書室
問合せ 福祉課 福祉グループ(内線151) FAX56-6218

◎憩いの場(心の病気のある人のデイケア)

とき 毎週火曜日 午後1時30分～4時
ところ つどいの家1階 会議室
問合せ 福祉課 福祉グループ(内線151) FAX56-6218

◎ひきこもり家族の集い

とき 毎月第3水曜日 午後5時30分～7時
ところ つどいの家1階 会議室
問合せ 幸田町基幹相談支援センター ☎63-1755 FAX63-1756

◎精神保健福祉(心の病、心の健康)相談

とき 月～金(祝日、年末年始除く) 午前9時～午後4時30分
ところ・問合せ 西尾保健所健康支援課
☎0563-56-5241 FAX0563-54-6791

◎こころの健康医師相談(2日前までに要予約)

とき 毎月の第3木曜日 午後2時～4時
ところ 西尾保健所2階相談室
問合せ 西尾保健所 健康支援課 ☎0563-56-5241

◎不動産無料相談所(原則予約制 1人30分程度)

とき 毎月第1金曜日 午後1時～4時(1月、8月は除く)
ところ 役場2階201会議室ほか
問合せ 都市整備課 都市計画グループ(内線214) FAX63-5129

人口動態 2026.3.1現在

総人口 41,875人(前月比+11人)
 内 男21,238人 女20,637人
 世帯数 17,126世帯(前月比+29世帯)

2月中の主な異動
 出生 16人(男 5人/女 11人)
 死亡 26人(男 15人/女 11人)
 転入 129人(男 68人/女 61人)
 転出 110人(男 67人/女 43人)

戸籍異動 2月届出分(順不同・敬称略)

おめでとうございます

出生児	保護者	区
中山 翔平【しょうへい】	竜我	大草
音部 七海【ななみ】	紗耶野	里
鈴木 碧巴【あおは】	空	岩堀
瀧川 心葉【こはは】	真秀	高力
黒川 茉白【ましろ】	真依	六栗
田部井 蒼空【そうあ】	颯	岩堀
大原 聖晴【せいはい】	周平	鷺田
南雲 陽風【ひなざ】	幹央	岩堀
稲吉 未来【みこ】	アランセイジ	市場
阿知波 柚奈【ゆずな】	真央	里
鈴木 琴晴【ことば】	健太・爽華	鷺田
三島 依菜【えま】	拓也・麻友美	里
丸山 大陽【たいよう】	康太	鷺田
清水 朔市【さいち】	紀晴	大草

おくやみ申し上げます

死亡者	年齢	世帯主	区
榊原 隆	91	榊原 芳浩	芦谷
森田 好子	87	森田 耕次	里
鈴木 好江	77	鈴木 弓恵	鷺田
吉筋 一裕	76	吉筋 一裕	海谷
岩瀬 末野	95	岩瀬 剛章	里
志賀 光博	75	志賀 光博	高力
乙部 拓子	86	乙部 一博	桐山
浅井 政秋	93	浅井 守政	坂崎
加藤 幸雄	66	加藤 正行	荻
手嶋 徳治	88	手嶋 徳治	野場
手嶋 勝	87	手嶋 幸子	永野
朝岡 明	75	朝岡 明	須美
本田 治三郎	98	本田 治三郎	幸田
鈴木 章	79	鈴木 章	坂崎
越山 哲男	56	越山 亜希子	六栗
小野 勝敏	82	小野 浩子	岩堀

* プライバシー保護のため、希望者のみ掲載しています。掲載希望の人は、届け出時に住民課にお申し出ください。

ケーブルTV 4月の番組案内
 〈スマイル12チャンネル〉

- ①『テレビ回覧板WEEKLY』(15分)
幸田町、蒲郡市の地域ニュース。毎週土曜日更新
(毎日9:00、12:00、15:00、17:00、19:00、22:00放送)
- ②『町の風景』(10分)
幸田町、蒲郡市の美しい風景をお届けします。
4月11日(土)～17日(金) 9:15、12:30、19:15放送
4月18日(土)～24日(金) 12:15、18:00、22:15放送
- ③『店ばな工房』(15分)
幸田町、蒲郡市にあるお店を紹介しします。
4月18日(土)～24日(金) 9:15、12:30、19:15放送
4月25日(土)～5月1日(金) 12:15、18:00、22:15放送
- ④『幸田町活動団体応援番組こうたチームス』(15分)
幸田町で活動している団体を紹介、応援する番組「こうたチームス」
4月25日(土)～5月1日(金) 9:30、19:30、22:30放送
5月2日(土)～8日(金) 10:30、15:30、20:00放送
- ⑤『幸田町今昔写真EXPLORER』(15分)
お笑い芸人ツケマイ23号が幸田町を巡り古い写真を探します。
4月18日(土)～5月1日(金) 10:00、16:00、21:00放送

問合せ 三河湾ネットワーク株式会社 ☎(0120)79-4934

今月の表紙

「黒柳トシマサ氏制作の町PRイラスト」

今月の表紙は、町出身のアニメーション演出家である黒柳トシマサ氏が描いたイラストです。

広報こうた2025年9月号の幸田駅と筆柿を含めたデザインに引き続き、第2弾となります。今回のイラストは、幸田文化公園のしだれ桜まつりに訪れた家族をモチーフに描かれました。今年のしだれ桜まつりは4月1日(土)から15日(金)までです。ぜひ、イラストの様に桜が満開の時にお楽しみください。

表紙のイラストのほかにも、クラウドファンディング「アニメでふるさと町おこし」で町の魅力を全国にPRするため、町の景色や特産品をデザインに含めた制作を行っています。また、町をPRする短編の動画アニメも制作しており、町のホームページや公式YouTubeチャンネルで見ることができます。

今後もイラストの季節に合わせて表紙に使用していきますので、お楽しみに。



←町ホームページ
はこちら



←町公式YouTube
チャンネルはこちら